

平成31年度保育園申し込みについて

保育の必要性の認定

保育園を利用する場合は、支給認定申請書を提出していただき、利用のための「**保育の必要性の認定**」を受けていただきます。客観的な基準により、町が認定する3つの区分に応じて、幼稚園、保育園などに利用先が決まります。

【3つの認定区分】

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満3歳以上 の場合	教育を希望される場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	幼稚園
	「 保育の必要な事由 」に該当し、保育園での養護と教育を希望される場合	2号認定	保育認定	保育標準時間	保育園
保育短時間					
満3歳未満 場合		3号認定	保育認定	保育標準時間	保育園
				保育短時間	

保育園を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）には、次の3点が考慮されます。

【1. 保育を必要とする事由】（次のいずれかに該当）

- ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業など）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学（職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、やむをえない事情があると町長が認めるとき

【2. 保育の必要量】

- ①「保育標準時間」利用・・・両親のフルタイム就労等を想定した利用時間（1日最長11時間）
- ②「保育短時間」利用・・・両親又はいずれかがパートタイム就労等を想定した利用時間（1日最長8時間）

※必要量はあくまで認定するうえで必要となる区分です。利用施設により保育時間が定められているため各施設にご確認ください。

【3. 優先利用への該当の有無】

以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障がいをもつ場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧その他町が定める事由

保育の利用について

保護者が就労や病気、親族の介護などの「保育を必要とする理由」に該当することにより、お子さんにとって保育が必要と認められる場合に、保護者に代わって心身ともに健やかに育つよう、保育園等で保育することです。

保育の必要性の認定及び保育の利用希望申し込みに必要な書類

1. 支給認定申請書兼保育園・幼稚園入園申込書（※児童ひとりにつき1部提出）
2. 「保育を必要とする理由」を確認する書類（※ふたり以上の児童が同時に行う場合には1部提出）

保護者の状況	証明書類等
①就労	・ 就労証明書 (育児休業を取得中又は取得予定の方は、育児休業取得証明書をあわせて提出)
②妊娠・出産	・ 母子健康手帳
③病気又は障がいがある	・ 診断書又は身体障害者手帳などの写し
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	・ 看護（介護）されている人の診断書又は身体障害者手帳などの写し

認定及び入所決定

1. 書類等で審査して、先に**入所承諾通知書**を平成31年2月頃発送します。その後、支給認定決定通知書と保育料決定通知を合わせて発送します。
2. 利用する保育所については、申請者の希望、施設の利用状況などに基づき、町が利用の調整を行いますので予めご了承ください。

入所申込対象児童

- ・ 平成25年4月2日以降に生まれた子ども

定員・受付等

住 所	保育園 (所)	定 員	受付期間	
海山地区	上里保育園	60人	11月1日(木)～11月30日(金) 午前9時～午後5時15分 海山総合支所で受け付け ※土・日曜日、祝日除く	※11月7日(水)午後3時～5時 上里保育園にて受付を行います。
	相賀幼児園	80人		
紀伊長島地区	ひかり保育園	60人	11月1日(木)～11月30日(金) 午前9時～午後5時15分 各保育園及び本庁福祉保健課で受け付け ※土・日曜日、祝日除く	
	ひがし保育園	60人		
	三浦保育園	20人		
	ふらここ保育園	30人		
	こひつじ保育園	20人		

その他

・平成30年1月2日以降に紀北町に転入されてきた方は、「平成30年度(平成29年中所得)住民税納税通知書(写し)、課税証明書又は非課税証明書」を提出してください。

保育料

・保育料は住民税賦課状況により算定し、平成31年4月に決定します。下記の表の内容は仮価格です。入所時までにお知らせする予定です。

《紀北町保育料負担額表》(案)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		2号認定負担額(月額)		3号認定負担額(月額)	
階層区分	定 義	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	4,500円	4,500円	6,000円	6,000円
第3階層	所得割非課税世帯	9,000円	8,900円	10,500円	10,300円
第4階層	所得割課税額48,600円未満	13,500円	13,300円	15,000円	14,800円
第5階層	所得割課税額97,000円未満	18,000円	17,700円	20,500円	20,200円
第6階層	所得割課税額133,000円未満	21,700円	21,300円	24,200円	23,800円
第7階層	所得割課税額169,000円未満	25,500円	25,100円	28,000円	27,600円
第8階層	所得割課税額301,000円未満	33,000円	32,500円	36,500円	35,900円
第9階層	所得割課税額397,000円未満	36,000円	35,400円	40,000円	39,400円
第10階層	所得割課税額397,000円以上	47,200円	46,500円	52,000円	51,200円

※当該年度の4月分から8月分の保育料は前年度分の市町村民税額、
当該年度の9月分から3月分の保育料は当該年度分の市町村民税額で算定します。

※①母子世帯等の保育料の軽減Ⅰ

母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯は第2階層と認定された場合であっても、利用者負担額は無料とします。また、第3階層及び第4階層と認定された世帯であっても、利用者負担額から1,000円を控除します。

※②母子世帯等の保育料の軽減Ⅱ

母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯は保護者の収入合計額が約360万円未満相当の世帯の場合、第1子は半額、第2子以降は無料とします。

※③母子世帯等の保育料の軽減Ⅲ

母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯は2号認定かつ第4階層及び第5階層の場合一律6,000円となり、3号認定かつ第5階層と認定された場合9,000円となります。ただし、第5階層については保護者の収入合計額が360万円未満相当の世帯に限ります。

階層区分	2号認定負担額（月額）		3号認定負担額（月額）	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	0円	0円	0円	0円
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3階層	4,000円	3,950円	4,750円	4,650円
第4階層	6,000円	6,000円	7,000円	6,900円
第5階層	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円

※④多子世帯の保育料の軽減Ⅰ

同一世帯から2人以上の児童が保育園や幼稚園等に入所している場合、2人目の子は半額、3人目の子は無料となります。

※⑤多子世帯の保育料の軽減Ⅱ

同一世帯・同一生計のきょうだいがいる場合は、年齢関係なく第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、第2子に関しては保護者の収入合計額が約360万円未満相当の世帯に限ります。第3子以降に関しては、収入制限はありません。

※⑥多子世帯の保育料の軽減Ⅲ

町民税非課税世帯で、同一世帯・同一生計のきょうだいがいる場合は、年齢関係なく第2子は無料となります。